

# 令和5年度事業計画

## I 活動方針

新型コロナウィルス感染症は、取り扱いが緩和されますが、協会活動については、引き続き、感染状況を注意しつつ行うことといたします。

補正予算は、12月に成立しました。前年度よりは少し多い額（港湾整備事業＋港湾海岸事業の国費：899億円）が措置されています。また、12月に決定された令和5年度の通常分の予算案は、昨年度とほぼ同額の2,596億円（国費：同）が確保されました。公共事業については高水準の予算がここ4年ほど続いています。この予算を以て、切れ目のない事業執行を行い地域の経済を下支えしてくれることを期待しています。

### 【要望活動】

ここ数年、中長期事業見通しの提示や、港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドラインの策定、諸経費検証モデル工事の実施など、国土交通省港湾局により、様々な事業執行制度の改善がなされています。しかし、課題が全て解決されたわけではなく、引き続き、作業船を保有する業者が適正に評価され、地域の守り手として安定的・持続的に活動できるような公共調達制度の改善、地元向け工事の増とともに、下請契約が適正に行われるよう求めしていく必要があります。そのため、令和5年度も、要望内容を議論し港湾局長要望に取り組んでまいります。

### 【資格認定事業・能力評価事業】

「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業については、公益事業であり公正さを第一に取り組んでまいります。特に、更新講習については、令和3年度に導入しましたオンライン講習を継続します。

また、令和5年度は、登録基幹技能者講習実施機関の更新認可の年に当たります。引き続き、実施機関として認定されるよう更新手続きを行って参ります。

CCUSと連動した能力評価については、国土交通省のシステムが停止中であり、令和3年から協会が審査を行っています。CCUSは登録時には最低位のレベル1にしか認定されず、能力評価を行うことで上位のレベルに上がる仕組みであり、制度の周知と適正な審査に取り組みます。

### 【国土交通省港湾局が行う取組への協力】

国土交通省港湾局は、令和3年度に、あり方検討会を設置し、重点取組課題について議論しています。また、二酸化炭素排出削減、プレキャスト化工法導入推進、i-Construction推進をテーマにした各検討会が設置されています。これらの検討会は協会の課題を申し述べる機会でもあり、積極的に対応して参ります。

また、よく実態調査が行われますが、施策の制度設計のためや積算基準等に実態を反映させるため必要なことですので、実態調査に協力して参ります。

### 【働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上】

働き方改革については、「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」が策定されました。ガイドラインに基づき、適正な工期で発注され、不測の事態には契約変更等で対処され、それぞれの現場で休日が確保されているか注視して参ります。

担い手育成・確保については、まずは、若い人が海上工事業を理解してもらうため、会員企業が行う現場見学等の取組と連携・協力し、入職を促して参ります。加えて、「建設業務労働者就業機会確保事業」の活用で会員企業間の労働力の需給調整を図り、更に、特定技能外国人受入を外国人協議会の一員として進めて参ります。

生産性向上については、プレキャスト化の推進や i-Construction の推進により、作業船の活用工事を増やすとともに省人化を進めて参ります。

### 【その他の活動】

港湾における i-Construction 推進、洋上風力発電など新たな事業分野に関する情報を会員に提供してまいります。

また、カーボンニュートラルに関する情報収集と対応の検討を行って参ります。

令和 5 年度は、このような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願ひいたします。

## 1. 事業活動

### (1) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和 5 年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて企業経営に影響を及ぼしている様々な課題について、会員が抱えている現状や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

### (2) 要望活動

#### ① 国土交通省等への要望

国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。予算の確保、元請受注の増と下請契約の改善を主な柱とし、「働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上」という建設業が直面する課題、そして、「作業船の維持・更新」という当協会の特徴的な課題を要望してまいります。

各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望について地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催します。その際、本部も同席し一丸となって要望します。特に、全国的な課題については本部から地整幹部に説明いたします。

#### ② 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業について理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、

本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても具体的な要望を行ってまいります。

### （3）港湾局が要請する各種検討会への対応

あり方検討会は、協会の抱える課題について申し述べる機会、さらに、港湾局の施策に当協会の意見を反映させる機会でした。令和5年3月15日の第10回で終了となりますが、今後とも継続的なフォローアップが必要とされており、積極的に対応して参ります。また、協会内の専門委員会（常任委員会、事業委員会、技術委員会）に対しても、情報提供等を行うとともに、必要に応じて意見を求めて参ります。

また、港湾工事における二酸化炭素排出量削減に向けた検討WG、港湾工事におけるプレキャスト工法導入促進検討会、港湾におけるi-Construction推進委員会は、令和5年度以降も継続予定であり、積極的に対応して参ります。

### （4）国土交通省が行う実態調査への協力

国土交通省港湾局は、あり方検討会で提案された施策に関連し（令和3年度は、諸経費率の改善のため、特別に、アンケート調査を実施）、また、積算基準で用いる諸数値の改定のため、施工業者に対して実態調査を行っています。当協会の要望の中には、これらの調査結果を基に判断されるものが数多くあり、要望を実現するためにも回答することが必要ですので積極的に協力して参ります。

### （5）船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、船舶作業員を会員間で融通し合う本事業が活発に利用されるように具体的な活用事例を紹介するとともに、利用しやすくするための改善に取り組みます。

なお、会員会社が当該事業を実施するためには、所定の講習を受けた雇用管理者の配置が必要になります。前々回の講習会から5年が経過しているため、令和5年度は、雇用管理者講習会を開催します（講習の有効期間5年）。

### （6）CCUSと連動した能力評価事業

能力評価事業は、様々な職種の建設技能者に共通の事業であり、適正に評価して参ります。併せて、能力評価（技能レベルの認定）を受けるメリットをPRし、評価を受ける者を増やして参ります。

### （7）CCUSを活用した処遇改善

CCUSと連動した処遇改善施策は、以下のように取り組みます。

### ①能力評価の対象職種の拡大

現状は、能力評価できる職種が限定的であり、港湾工事に携わる技能者が全て評価されることにはなっていません。国土交通省港湾局及び関係協会と協力して評価される職種の拡大に取り組みます。

### ②能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

年収目標の設定は、技能者に支払われる賃金の問題であるため、仕組みについて合意した上で、港湾局及び関係協会と協力して取り組みます。

### ③専門工事業の見える化評価

他の協会の取組状況を注視し、導入の必要性を検討します。

## （8）港湾における i-Construction 推進への対応

DX の推進は、政府の重要施策です。港湾工事でも、BIM/CIM の導入や遠隔臨場などが進んでいます。当協会は、「港湾における i-Construction 推進委員会」に参加しております、港湾局に意見を申し上げて参ります。

また、令和 5 年度からの BIM/CIM 原則適用には、必要に応じ対応して参ります。

## （9）特定技能外国人受入問題への対応

会員企業が特定技能外国人の受入ができるよう、引き続き、外国人協議会の一員として取り組んで参ります。令和 4 年 11 月にフィリピンからの受入方針が決定され、新たなステージに入りました。必要に応じ、事務局の日港連と当協会会員の仲介をして参ります。

## （10）働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

関係する 5 協会は、平成 30 年度に「港湾建設関係協会連絡会議」を設置し、働き方改革の課題解決に向けた取組を連携・協力して進めています。

引き続き、本部レベルで連携・協力するとともに、作業船係留施設の確保のような地域的な課題については、支部レベルでも連携・協力して参ります。

## （11）講演会・安全講習会等の開催

感染状況を考慮した上で、本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共に開催する安全講習会等を開催することとします。

## （12）他機関への協力等

例年通り、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

### （13）新型コロナウィルス感染症への対応

協会の運営については、時短・時差出勤等を継続するとともに、感染拡大が顕著な場合は、Web やメール等による方法で会議を実施します。また、会員企業に対しては、引き続き、協会 HP 等で必要な情報を伝えて参ります。

資格の講習会は、昨年に引き続き、基本的な予防対策を執った上で実施するとともに、更新講習ではオンライン講習を継続します。

## 2. 調査研究等

### （1）自主事業

#### ① 安全対策・環境保全対策の推進

感染状況を考慮した上で、会員保有作業船の安全パトロールを行うとともに、安全標語入りポスター等を作成・配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。また、「作業船団安全運航指針」の普及に努めます。

#### ② 担い手確保のための活動

担い手確保のためには、若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。会員企業において、現場見学会などをを行い3Kの払拭につとめており、協会としても連携・協力していきます。また、さらなる活動としてどのようなものができるかを検討します。

#### ③ 新たな事業分野等に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供します。

#### ④ 建設マスターの推薦

当協会は、建設マスターの推薦団体となっており、新年度も会員企業から「マスターにふさわしい建設技能者」を募り、当協会が推薦して参ります。

### （2）受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

## 3. 資格認定事業

### （1）海上起重作業管理技士の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得するための要件の一つとしています。また、CCUS と連動した技能評価において、レベル3認定の要件の一つとなっています。

令和5年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和5年9月29日  
大阪会場 令和5年10月6日

#### （2）登録海上起重基幹技能者の認定

本資格は国土交通大臣の認定資格で、当協会が認定業務を行っております。

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、登録海上起重基幹技能者は、「船団長の要件を満たす者とみなす」とされています。また、CCUSと連動した技能評価において、レベル4認定の要件の一つとなっています。

令和5年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和5年10月19日～10月20日

福岡会場 令和5年10月31日～11月1日

#### （3）資格認定者の更新講習

上記の両資格者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力を修得することを目的とした更新講習が義務づけられています。

新型コロナウィルス感染症対策として、令和3年度にオンライン講習を導入し、来場せずとも更新が可能となるようにしております。令和5年度も継続します。

令和5年度は、以下の日程で、講習を行います。

東京会場 令和5年9月 1日

神戸会場 令和5年9月 15日

福岡会場 令和5年9月 22日

オンライン講習 令和5年9月25日～11月3日

#### （4）基幹技能者講習実施機関の更新認可申請

当協会の登録基幹技能者講習実施機関として認可された期限は令和5年9月です。引き続き、当協会が登録海上起重基幹技能者の講習を行い認定する業務を継続するため、令和5年度に更新認可申請を行います。

#### （5）資格者登録管理システムの作成

新システムの作成は、前年度でやり残しが生じたため、引き続き実施します。

### 4. 広報活動

例年通り、以下の活動を行って参ります。

#### （1）正会員、賛助会員の勧誘促進

#### （2）協会報の発行、協会広報資料の作成配布

- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進
- (5) 支部総会等における協会活動報告

なお、協会 HP には、会員専用ページを設けており、行政機関からの通知、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

## 5. 支部活動

各支部は、例年のように、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 支部会員への周知・情報提供・アンケート調査の配布及び集計等
- (2) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (3) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (4) 他団体等との協調・連携による研修、講習会の実施
- (5) 各種表彰者の推薦
- (6) 防災協定に基づく訓練等への参加、防災資機材の報告

## 6. その他（会費納入についての臨時措置の継続）

会員の厳しい経営環境に鑑み、平成 19 年度より臨時措置として協会会費の 10% の減額を行ってきており、令和 5 年度も継続することとします。

ウクライナでの戦闘終結の見通しが立たず、建設資材の高騰についても先行きが不透明です。今後の会員の経営環境の見極めが必要な状況であり、「会員企業の負担軽減を令和 5 年度も継続すべき」と考えています。

他方で、今後、本部・支部双方の財政状況や、会員の経営環境を考慮しつつ、臨時措置の解除についての検討も行って参りたいと考えています。